



国民健康保険の被保険者の皆さんへ

国民健康保険資格確認書等の更新

健康保険証は、マイナ保険証を基本とし、令和6年12月2日から新規の発行は廃止となりました。
今年8月の一斉更新時から、マイナ保険証の有無によってお届けする書類が変わります。

マイナ保険証を

①保有している人

「資格情報のお知らせ」をお届けします。

なお、「資格情報のお知らせ」の交付を受けている70歳未満の人には、記載内容に変更がない限り、送付しません。
※「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関での受診ができません。
※医療機関へは、必ずマイナンバーカードをご持参ください。

「資格情報のお知らせ」とは

医療機関窓口の機器不良などマイナ保険証が読み取れない場合は、マイナ保険証と一緒に提示すると資格確認ができません。
もしものときにご利用ください。



▲資格情報のお知らせ

マイナ保険証を

②保有していない人

③利用していたが、マイナンバーカード及び電子証明書の期限が切れた人

「資格確認書」をお届けします。

「資格確認書」とは

医療機関などで保険診療を受けるときに、保険資格を証明するために提示する書類です。

従来の健康保険証と同様に、医療機関などの窓口で提示してください。



▲資格確認書

問合せ

国保年金課 保険給付担当（市役所3階）
TEL (55)2751 FAX (51)2521
E-mail ho-kokuhho@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ

募集

講座・イベント



7月1日は「更生保護の日」

立ち直りを支える更生保護

罪を犯した人は、裁判を終えて、処分を受けた後、社会に戻ります。「更生保護」は、罪を償って再出発しようとする人たちの立ち直りを支援し、再犯や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。

●立ち直りを支える「保護司」

保護司は、法務大臣からの委嘱により、罪を犯した人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。

●どんな活動をしているの？

- 保護観察になった人への助言や指導
- 刑務所や少年院などにいる人の、出所後の生活環境などの調整
- 地域での犯罪予防啓発活動 など

●更生保護関係団体

保護司会

「保護司」によって構成され、啓発活動をする団体

更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体

協力雇用主会

過去に犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを支援する民間の事業主の団体

ビッグブラザーズ アンド シスターズ ムーブメント (Big Brothers and Sisters Movement) 様々な問題を抱える若者に、兄弟姉妹のような身近な立場で接することで、若者の成長を助ける青年ボランティア団体

7月は「社会を明るくする運動」強化月間です

犯罪や非行の防止と、改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国運動です。



▲富士川サーブスエリアの観覧車を、シンボルカラー(黄色)に



▲更生保護マスコットキャラクターのホゴちゃん

問合せ

福祉総務課（市役所4階）
TEL (55)2757 FAX (52)22000
E-mail fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

